

京田辺市立学校の良好な教育環境の確保に向けた基本的な方針

令和7年5月21日 京田辺市教育委員会決定

京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、近年の児童生徒数の増加には施設及び設備を充実させることで対応しながら、各市立学校では特色ある教育活動に力を注ぎ、将来の京田辺市を担う子どもたちの育成に努めてきた。

このような中で、京田辺市内では、住宅開発により児童生徒数が増加する地域がある一方で、少子化が進む地域もあり、学校間での児童生徒数の偏在が生じ、大規模校となる学校と小規模校となる学校が混在している。このままでは、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動や教員の指導体制に課題を抱えることが懸念された。

そこで、適切な対策を講じられるように、令和4年2月に、教育委員会の附属機関である京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）に対して、「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について諮問を行った。

審議会から、令和5年3月に、緊急の対策が必要であると判断された短期的に解決すべき課題に対する中間答申が出されたことから、教育委員会は市立田辺中学校への設備を充実させ、市立培良中学校へは特色化事業を展開して学校選択制度を導入することで、早期の課題解消に向けて取り組んでいる。そして、このたび、令和6年12月に中長期的な課題に対する最終答申を受けたところである。

教育委員会は、答申で示された望ましい学校規模、通学区域を目指すべき指針として取り扱うこととする。そして、児童生徒数が増加する学校と減少する学校が混在する令和8年度から令和17年度までの10年を第1期とし、その後、全ての市立学校で児童生徒数が減少する令和18年度から令和27年度までの10年を第2期として、本市を取り巻く状況の変化に合わせて対策を行うものとする。

なお、取組を進める上で、重要な視点は地域との関わりであり、学校は地域と共に形成されてきた歴史的経緯があり、地域コミュニティの核でもあることから、十分に説明し、理解を得ながら本対策を進める。また、児童生徒、保護者、学校を取り巻く関係者と対話しながら、丁寧に進めていく。

そうして、京田辺市教育大綱の「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、心豊かで一人一人が輝く京田辺っ子を育成するために、将来にわたり、より良い教育環境を提供できるよう、偏在解消に向けて、次のように取り組むものとする。

【望ましい学校規模、通学区域】

良好な教育環境のために目指すべき学校規模、通学区域は、次のとおりである。

- ・市立小学校は、12学級以上24学級以下とする。
- ・市立中学校は、12学級以上24学級以下とする。
- ・通学区域の設定にあたり、原則、通学距離を小学校4km以内、中学校6km以内とする。ただし、超過する場合は、通学支援を行った上で、通学時間が1時間を超えることがないようにする。また、地域とのつながりには十分に配慮したものとなるようにする。

※ここでの学校規模は特別支援学級を含まない学級数である。

【偏在解消に向けた取組】

将来にわたって児童生徒にとってより良い教育環境を確保するため、児童生徒数の推移を注視しながら、時期に応じた必要な取組を行う。

なお、取組に当たっては、保護者や地域の方々に丁寧に説明し、理解を得ながら進める。

第1期（令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)）の取組

（1）学校選択制度の活用

ア．過大規模校である三山木小学校の通学区域について、大規模校ではない別の小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。なお、選択できる小学校は、培良中学校区の小学校とし、児童が安全に通学できるよう、支援を含めた通学手段を検討する。

イ．大部分が大規模校である田辺中学校区となっている薪小学校区についても、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。なお、通学距離が一定を超える生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行う。

（2）新しい大規模開発地域等での通学区域の変更

綴喜都市計画事業田辺北土地地区画整理事業及びその周辺地域（以下、「当該地域」という。）で、今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、校区を田辺小学校区から田辺東小学校区（中学校は田辺中学校区から培良中学校区）へ変更する。また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域については、田辺小学校又は田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入する。

(3) 新築される共同住宅の校区

市内において新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、その影響を検討した上で、校区を決定する。

(4) その他（学校の特色化の推進）

- ア. 学校選択制度を導入する各学校においては、児童生徒との対話をより一層行い、特色ある取組につなげるものとする。
- イ. 培良中学校においては、小学校との連携を推進する取組と合わせ、地域との連携についても検討する。
- ウ. 小規模校においては、交流事業や合同事業等を検討し、多様な児童とふれあう機会の創出を行う。

第2期（令和18年度(2036年度)～令和27年度(2045年度)）の取組

答申に示された統廃合を含めた学校規模・学校配置の適正化については、第1期の期間中から児童生徒数の推移を注視し、また、次の点に留意して、十分に検討し、（仮称）新しい学校づくりプラン（後期計画）において具体化を図るものとする。

ア. 児童生徒数の偏在の解消

- ・将来にわたって良好な教育環境を提供できるよう、長期的な見通しを持って一定規模の学校を確保する。
- ・できるかぎり望ましい通学距離となるよう配置する。
- ・学校規模の適正化に向けて、統廃合も含めた再配置を検討する。
- ・より良い教育環境の確保に向けて、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置を含めた検討を行う。また、整備には長期の時間を要することから、計画的な学校施設の整備と併せて行う。
- ・小規模特認校制度実施校については、少人数教育の良さを生かし、地域に根ざした特色ある教育を推進するため、引き続き同制度を活用してその存続に努める。

イ. 通学の安全

- ・通学の安全をハード面、ソフト面の両方から対策し、確保する。

ウ. 環境の変化による心のケア

- ・統廃合を行う場合は、必要に応じてスクールカウンセラー等の配置を充実させる。

エ. 地域とのコミュニケーション

- ・保護者をはじめ、地域住民等の関係者へは十分な説明を行い、将来ビジョンを共有する。
- ・学校の歴史的経緯を尊重し、コミュニティスクールなどの地域との結びつきを促進できる制度等を活用して、協力を得られるための取組を行う。

また、学校選択制度の促進のために実施してきた特色化事業や各校の特色ある取組について、他の市立学校へ広げた方がよい取組について検討し、展開する。